第二章　警察庁の組織
第一節　内部部局
第一款　長官官房（第二条―第十四条）
第二款　生活安全局（第十五条―第二十二条）
第三款　刑事局（第二十三条―第三十五条）
第四款　交通局（第三十六条―第四十二条）
第五款　警備局（第四十三条―第五十四条）
第六款　情報通信局（第五十五条―第六十条）
第七款　警察庁顧問（第六十一条）
第二節　附属機関
第一款　警察大学校（第六十二条―第八十八条）
第二款　科学警察研究所（第八十九条―第百九条）
第三款　皇宮警察本部（第百十条―第百二十九条）
第三節　地方機関
第一款　管区警察局（第百三十条―第百六十七条）
第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百六十八条―第百七十七条）
第三章　地方警務官の階級別定員（第百七十八条）
附則

第二章　警察庁の組織
第一節　内部部局
第一款　長官官房

［条を削る。］

（政策企画官）

第五条　［略］

［条を削る。］

（国際協力室）

第六条　長官官房企画課に、国際協力室を置く。
2　国際協力室においては、令第九条第十号に掲げる事務をつかさどる。
3　国際協力室に、室長を置く。
4　室長は、命を受け、国際協力室の事務を掌理する。

第二章　警察庁の組織
第一節　内部部局
第一款　長官官房（第二条―第十六条）
第二款　生活安全局（第十七条―第二十五条）
第三款　刑事局（第二十六条―第三十九条）
第四款　交通局（第四十条―第四十六条）
第五款　警備局（第四十七条―第五十七条）
第六款　情報通信局（第五十八条―第六十三条）
第七款　警察庁顧問（第六十四条）
第二節　附属機関
第一款　警察大学校（第六十五条―第九十一条）
第二款　科学警察研究所（第九十二条―第百十二条）
第三款　皇宮警察本部（第百十三条―第百三十二条）
第三節　地方機関
第一款　管区警察局（第百三十三条―第百七十条）
第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百七十一条―第百八十条）
第三章　地方警務官の階級別定員（第百八十一条）
附則

第二章　警察庁の組織
第一節　内部部局
第一款　長官官房

（国際協力室）

第五条　長官官房総務課に、国際協力室を置く。
2　国際協力室においては、令第八条第十一号に掲げる事務をつかさどる。
3　国際協力室に、室長を置く。
4　室長は、命を受け、国際協力室の事務を掌理する。

（政策企画官）

第六条　［同上］

（警察行政運営企画室）

第七条　長官官房企画課に、警察行政運営企画室を置く。
2　警察行政運営企画室においては、令第九条第一号及び第二号に掲げる事務のうち警察行政の運営一般に関する事務及び同条第四号に掲げる事務をつかさどる。
3　警察行政運営企画室に、室長を置く。
4　室長は、命を受け、警察行政運営企画室の事務を掌理する。

［条を加える。］